

令和 7 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、U I J ターン就職の促進及び各産業分野における人材不足の解消を図るため、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業の対象となる U I J ターン就職希望者として登録し、市内事業所等に採用決定後に移住した者が、市内の民間賃貸住宅に居住する経費の一部を予算の範囲内において、令和 7 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金として交付するものとし、その助成金の交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業所等 八戸市内に所在する事業所（官公庁を除く。）又は八戸市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結している町村内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置するものをいう。
- (2) 雇用 週 30 時間以上の無期雇用契約に基づく雇用をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業 U I J ターン就職希望者登録制度要綱（平成 28 年 4 月 1 日実施）に基づく U I J ターン就職希望者として登録を受けている者（以下「U I J ターン就職希望登録者」という。）が、八戸市への移住に伴い住宅の所有者との間で自己の居住の用に供するために賃貸借契約を締結した市内の住宅で、かつ、宅地建物取引業の免許を有する者の仲介を受けて契約した住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 公営住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
 - ウ U I J ターン就職登録希望者又はその世帯の構成員の 3 親等以内の親族が所有している住宅
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費含む）をいう。ただし、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除くこととする。
- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給し、又は負担する住宅に関するすべての手当等の月額をいう。
- (6) 助成開始月 第 7 の受給資格の認定を受けた日の属する月の翌月をいう。

(交付対象者)

第3 助成金の交付対象となる者は、市内事業所等への雇用を条件に採用され、その後に移住したU I J ターン就職希望登録者とする。

(助成金の額)

第4 助成金の月額、次の各号に掲げるU I J ターン就職希望登録者の区分により、当該各号に定める額とする。

- (1) ひとり親世帯（配偶者がなく、高校生以下の扶養家族を有し、かつ同居している世帯をいう。以下同じ。）家賃から住宅手当を控除した額又は4万円のいずれか低い額以内の額
- (2) ひとり親世帯以外の世帯 家賃から住宅手当を控除した額又は3万円のいずれか低い額以内の額

(助成対象期間)

第5 助成対象期間は、助成開始月から6箇月を限度とする。

(認定の申請)

第6 助成金の交付の認定を申請することのできる者は、第3各号に掲げる要件を満たし、かつ、民間賃貸住宅の賃貸借契約締結後、当該住宅に居住を開始したU I J ターン就職者（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金受給資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、居住を開始した日から60日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに受給資格の認定を市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 採用通知書等の写し（雇用に係る契約期間、就業場所、労働時間などの労働条件が確認できるもの）
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 勤務先の住宅手当が確認できる書類の写し
- (5) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票の写し（世帯全員分、かつ続柄が記載されたもの）
- (6) 移住後の転入した日がわかる住民票の写し（世帯全員分、かつ続柄が記載されたもの）
- (7) 移住前の住所が前2号の書類により確認できない場合にあっては、日本国内の青森県、岩手県及び秋田県を除く地域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類その他移住前の住所を明らかにする書類として市長が適当と認めるもの

(8) その他市長が必要と認める書類

- 3 前項第2号、第5号、第6号及び第7号に掲げる書類について、既にほんのり温ったか八戸移住計画支援事業に係る申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

(認定の決定)

- 第7 市長は、第6に規定する申請書を受理したときは、速やかに、受給資格の有無を審査し、その結果をほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金受給資格認定・不認定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知する。

(交付申請等)

- 第8 第7の規定により受給資格の認定を受けた申請者のうち、助成金の交付を受けようとする者は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金交付申請書兼実績報告書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

- 2 規則第3条の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 家賃を支払ったことを証する書類（領収書等）
- (2) 住宅手当が支給されたことを証する書類（住宅手当を支給されている場合のみ）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 申請者は、助成開始月から起算して6箇月経過後30日を経過する日までに、助成金の交付を申請しなければならない。

- 4 第11の規定に該当した場合は、その事実が発生した月まで助成することとし、その事実が発生した月の翌月の20日までに、助成金の交付を申請しなければならない。

- 5 第1項の申請書兼実績報告書及び第2項各号に掲げる書類が提出されたときは、規則第12条に規定する報告があったものとみなす。

(交付決定等)

- 第9 規則第5条の規定による通知は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金交付決定兼確定通知書（別記第5号様式）のとおりとする。

- 2 市長は、助成金を交付しないことと決定したときは、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金不交付決定通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の通知書を送付したときは、規則第13条に規定する通知を行ったものとみなす。

(交付時期)

- 第10 助成金は、第9の規定により助成金の交付決定の通知を受けた申請者の請求に基づ

き、一括交付する。

(受給資格の喪失)

第 11 申請者及びその世帯は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 申請者が助成対象期間中に、雇用契約が解除されたとき。ただし、非自発的理由により雇用契約が解除された場合において、引き続き市内事業所等に就職するための求職活動を行うときは、この限りでない。
- (2) 申請者が第 3 第 2 号に該当しなくなったとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(交付決定の取消し)

第 12 市長は、規則第 15 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 11 の規定に該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附

この要綱は、令和 7 年 6 月 20 日から実施する。